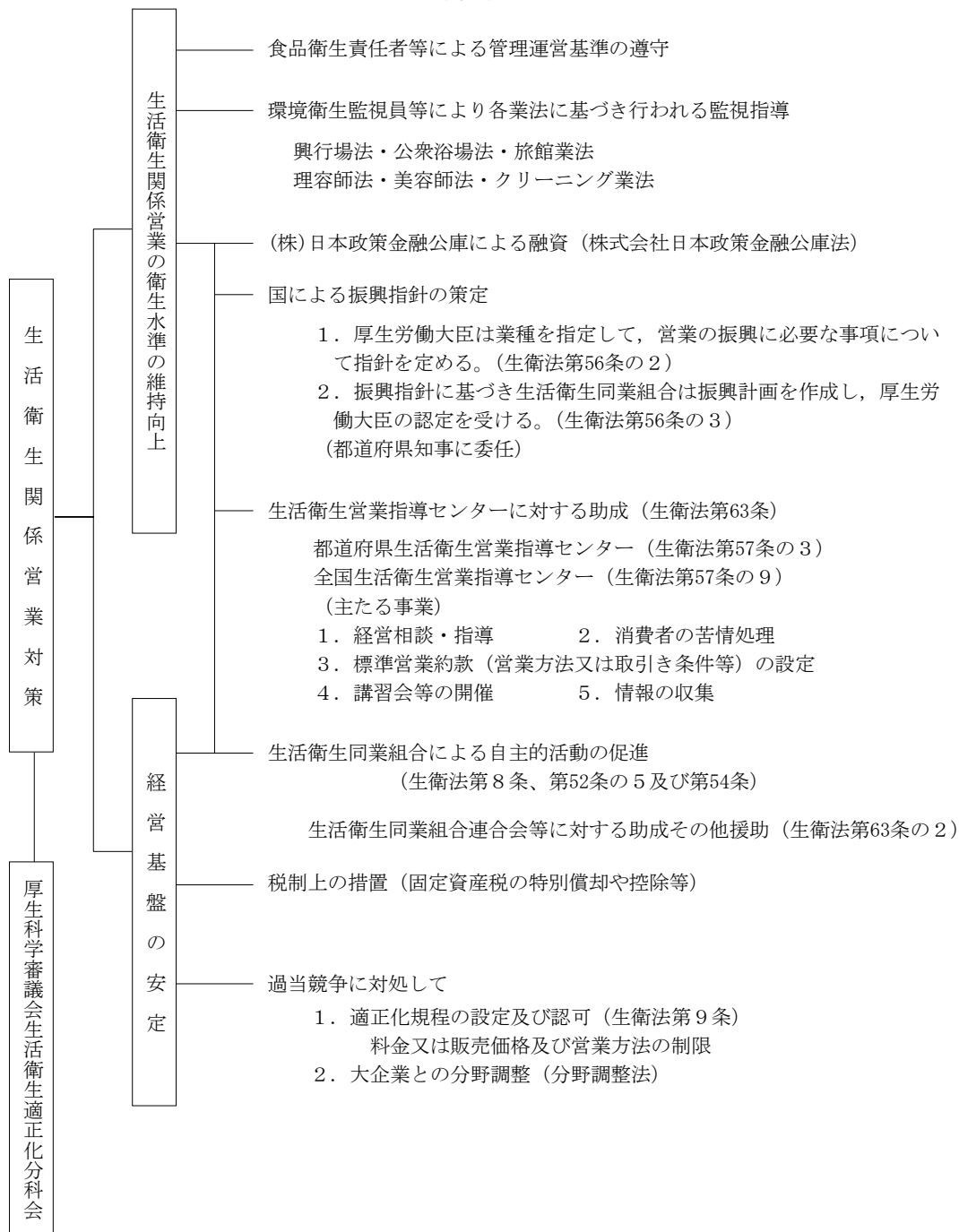


第2 生活衛生関係営業に対する政策体系

政策体系図



零細企業が多い生活衛生関係営業では、衛生施設の向上と経営の健全化を通じて、国民の衛生水準の向上を図る必要がある。このため、次のような対策がとられている。

1 食品衛生法や営業六法による許可・指導

営業施設の衛生水準を維持・向上させるため、飲食・食品関係（飲食店・喫茶店・食肉販売店・氷雪販売店）については食品衛生法による許可や食品衛生責任者による管理運営基準の遵守が図られている。また、サービス関係（興行場・公衆浴場・旅館・理容業・美容業・クリーニング業）については営業六法（興行場法・公衆浴場法・旅館業法・理容師法・美容師法・クリーニング業法）による許可や環境衛生監視員等による監視指導が行われている。

2 日本政策金融公庫による融資

資金力の弱い零細業者を支援するため、㈱日本政策金融公庫による低利融資の支援が行われている。

3 振興指針の策定

生活衛生関係営業の振興のために必要な事項について国が業種ごとに振興指針を策定することになっており、これを受けて各都道府県生活衛生同業組合では振興計画を作成し、営業振興を図っている。

4 (公財)生活衛生営業指導センターへの助成

生活衛生関係営業者の経営指導等を行うため、国及び都道府県は、全国及び各都道府県に設けられている生活衛生営業指導センターに対して助成を行っている。

5 生活衛生同業組合等による自主的活動の促進等

零細な営業者では企画力・情報収集力・技術力等がそれほど高くないことから、生活衛生同業組合・同連合会等による自主的活動として衛生水準の向上や経営の安定のための指導や研修、共同事業、共済事業等が実施されている。

また、衛生水準の維持向上を図り、利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、国及び地方公共団体は、生活衛生同業組合等に対して必要な助成を行っている。

6 税制上の措置

生活衛生関係営業者の経営基盤の安定を図るため、固定資産税の特別償却や控除等様々な税制上の優遇措置がとられている。

7 過当競争対策

生活衛生関係営業が過当競争により経営が不安定化し衛生水準が低下することを防止するため、適正化規程（適用除外カルテル）や大企業との分野調整が行われることになっている。